

# 6

## 税の減免・公共料金等の割引

### (1) 自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免

一定の要件に該当する身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者の方が日常生活を営むうえで不可欠な自動車等について、自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)・自動車取得税(環境性能割)の減免を実施しています。交付を受けている手帳等の種類、障害の区分及び等級等に応じて、以下の表から障害の程度について、「軽度以外の障害」か「軽度の障害」かを確認してください。

#### ○ 身体障害者手帳の交付を受けている方

区 分	軽度以外の障害	軽度の障害
下 肢 不 自 由	1 級～3 級	4 級～6 級
体 幹 不 自 由	1 級～3 級	5 級
上 肢 不 自 由	1 級～3 級	4 級～6 級
脳原性運動機能障害	1 級～4 級	5 級・6 級
視 覚 障 害	1 級～4 級	5 級・6 級
聴 覚 障 害	2 級～4 級	6 級
平 衡 機 能 障 害	3 級	5 級
心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害	1 級～3 級	4 級
音声・言語、そしゃく機能の障害	3 級・4 級	—

#### ○ 療育手帳等の交付を受けている方

療育手帳若しくは認定カードの交付を受けている方、子ども家庭センターもしくは障がい者自立相談支援センターが発行する証明書のある方、または精神保健指定医の診断書のある方です。

(障害の程度は軽度以外の障害として取り扱います。)

#### ○ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める1級の障害の方で、かつ、自立支援医療受給者証明の交付を受けている方が対象となります。(障害の程度は軽度以外の障害として取り扱います。)

※2級・3級の方は対象となりません。

## ○ 減免を受けることができる要件

所有者	運転者	障害の程度	使用目的
本人	本人	問いません	問いません
	家族	軽度以外の障害	身体障害者等のための利用
家族	本人	軽度以外の障害	問いません
	家族	軽度以外の障害	身体障害者等のための利用
		軽度の障害（18歳未満）	身体障害者等のための利用

※身体障害者等の家族とは、身体障害者等と生計を一にする方（身体障害者等と有無相助けて日常生活の資を共通にしている配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族の方等）をいいます。

※減免の対象となる自動車等は、自家用自動車に限ります。（改造車の減免を除く。）

※減免を受けることができる自動車等は1人の身体障害者等について1台に限ります。

## ○ 申請期限について

	新たに自動車等 を取得する	既に自動車等を取得している	
		4月1日に 減免要件に該当	4月1日後に 減免要件に該当
対象税目	自動車税 （種別割） 自動車税 （環境性能割） 軽自動車税 （環境性能割）	自動車税（種別割）  軽自動車税（種別割）	自動車税（種別割）  軽自動車税（種別割）
申請期間 ・ 期限	自動車等の登録日	賦課決定日以降納 期限まで	自動車税（種別割） 減免事由に該当すること となった日から60日以内 軽自動車税（種別割） 賦課決定日以降納期限まで

新たに自動車税（種別割）の減免を申請される方で、申請期限を過ぎて申請された場合、減免を受けることができる税額は、申請のあった日の属する月の翌月から月割りで計算した額となります。ただし、自動車税（環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）については、申請期限を過ぎた場合、減免を受けることができませんのでご注意ください。

## ○減免申請手続きについて

自動車等の所有者（取得者）及び運転者の形態等により、減免申請手続きに必要な書類等が異なります。  
詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

### ■自動車税（種別割）の減免申請にかかる手続き窓口

北河内府税事務所 TEL 072-844-1331  
枚方市大垣内町2丁目15番1号

### ■軽自動車税（種別割）の減免申請にかかる手続き窓口

市民サービス部 税務管理担当 TEL 072-813-1138

### ■登録（取得）時の自動車税（種別割・環境性能割）の減免申請にかかる手続き窓口

大阪自動車税事務所寝屋川分室 TEL 072-823-1801  
寝屋川市高宮栄町13番2号

### ■登録（取得）時の軽自動車税（環境性能割）の減免申請にかかる手続き窓口

軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所内 軽自動車税（環境性能割）担当 TEL 072-604-2772  
高槻市大塚町4丁目20番1号

## (2) 所得税、住民税（市・府民税）及びその他の税の障害者控除について

種類	内容	対象者		控除等	窓口
市民税 府民税	配偶者控除	一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者</li> <li>・ 特別障害者</li> <li>・ 同居特別障害者</li> </ul>	59万円 63万円 86万円	市民サービス部市民税担当 (市役所1階)
		老人	70歳以上の者が対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者</li> <li>・ 特別障害者</li> <li>・ 同居特別障害者</li> </ul>	64万円 68万円 91万円	
	扶養控除	年少扶養	16歳未満の者が対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者</li> <li>・ 特別障害者</li> <li>・ 同居特別障害者</li> </ul>	26万円 30万円 53万円	
		一般扶養	16歳以上の者が対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者</li> <li>・ 特別障害者</li> <li>・ 同居特別障害者</li> </ul>	59万円 63万円 86万円	
		特定扶養	19歳から22歳の者が対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者</li> <li>・ 特別障害者</li> <li>・ 同居特別障害者</li> </ul>	71万円 75万円 98万円	
		老人扶養	70歳以上の者が対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同居老親等以外の障害者</li> <li>・ 同居老親等の障害者</li> <li>・ 同居老親等以外の特別障害者</li> <li>・ 同居老親等以外の同居特別障害者</li> <li>・ 同居老親等の特別障害者</li> </ul>	64万円 71万円 68万円 91万円 98万円	
	障害者控除	一般の障害者 特別障害者		26万円 30万円	
	前年の合計所得金額が135万円以下の障害者				
種類	内容	対象者		控除等	窓口
所得税	配偶者控除	一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者</li> <li>・ 特別障害者</li> <li>・ 同居特別障害者</li> </ul>	65万円 78万円 113万円	税務署
		老人	70歳以上の者が対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者</li> <li>・ 特別障害者</li> <li>・ 同居特別障害者</li> </ul>	75万円 88万円 123万円	
	扶養控除	年少扶養	16歳未満の者が対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者</li> <li>・ 特別障害者</li> <li>・ 同居特別障害者</li> </ul>	27万円 40万円 75万円	

所得税	扶養控除	一般扶養	16歳以上の者が対象 ・ 障害者 ・ 特別障害者 ・ 同居特別障害者	65万円 78万円 113万円	税務署
		特定扶養	19歳から22歳の者が対象 ・ 障害者 ・ 特別障害者 ・ 同居特別障害者	90万円 103万円 138万円	
		老人扶養	70歳以上の者が対象 ・ 同居老親等以外の障害者 ・ 同居老親等の障害者 ・ 同居老親等以外の特別障害者 ・ 同居老親等以外の同居特別障害者 ・ 同居老親等の特別障害者	75万円 85万円 88万円 123万円 133万円	
	障害者控除	一般の障害者 特別障害者	27万円 40万円		
事業税	重度の視覚障害者が行う、あんま・はりきゆう・柔道整復等医業に類する事業			非課税	事府務所税
相続税	身体障害者または知的障害者が相続または遺贈により財産を取得した場合			満85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者20万円）の税額控除	税務署
贈与税	特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づいて受ける信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円までの部分			非課税	税務署

- ※ 特別障害者とは、身体障害者手帳1級または2級の方及び重度の知的障害の方等をいいます。
- ※ 特定障害者とは、特別障害者及び障害者のうち精神に障害のある方等をいいます。
- ※ 配偶者控除については、納税義務者本人の合計所得が900万円を超えると控除額が逓減します。
- ※ 配偶者控除および扶養控除の年齢は、その年の12月31日現在の年齢です。
- ※ 給与収入金額が850万円を超え、本人が特別障害者である者又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する者の総所得金額を計算する際、その者の給与収入金額（1,000万円を超える場合には1,000万円）から850万円を控除した金額の100分の10に相当する金額を給与所得金額から控除します。

### (3) NHK放送受信料の減免

身体障害者手帳、療育手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯で、下記の対象に当てはまる世帯は、NHK放送受信料が免除されます。

	全額免除 [障害者の方を世帯構成員に有する場合]	半額免除 [障害者の方が世帯主で受信契約者の場合]
身体障害者	世帯構成員全員が市民税非課税	●視覚・聴覚障害者 ●重度（1・2級）の身体障害者
知的障害者	世帯構成員全員が市民税非課税	重度（A）の知的障害者
精神障害者	世帯構成員全員が市民税非課税	重度（1級）の精神障害者

#### 受信料免除の申請手続き方法

①申請書に必要事項を記入してください。  
※申請書は障害福祉課やNHKの窓口にあります。

②障害福祉課窓口申請書を提出し、免除事由の証明を受けてください。（該当の手帳と印鑑が必要です）  
※申請については、NHKの窓口でも申請を受け付けます。  
詳細はNHKまでお問い合わせください。

③証明を受けた申請書をNHKにご提出（郵送）してください。

④NHKで免除事由を確認のうえ、折り返し「受理通知書」をお届けします。

問い合わせ先

NHKふれあいセンター  
TEL 0570-077-077  
FAX 045-522-3044

※受信料免除事由が消滅したときは、すみやかにNHKまでご連絡ください。

## (4) マル優（非課税貯蓄）

障害者等に該当する人の貯蓄の利子等について、次の非課税制度があります。

○少額預金の利子所得等の非課税制度（通称、障害者等のマル優）

対象者	国内に住所のある個人で障害者等に該当する人 ※障害者等とは、遺族年金を受け取ることができる妻、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人
対象貯蓄	預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券で、上記4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子

○少額公債の利子の非課税制度（通称、障害者等の特別マル優）

対象者	国内に住所のある個人で障害者等に該当する人 ※障害者等とは、遺族年金を受け取ることができる妻、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人
対象貯蓄	国債及び地方債で、その額面の合計額が350万円までの利子障害者等のマル優と別枠

窓 □

各取引金融機関